

平成29年度社会福祉施設等施設整備費 国庫補助基準単価（案）

（1）グループホーム等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上1,000万円以内

※エレベーター等設置整備を行う場合の上限は以下のとおり

- ・エレベーター等設置整備以外の改修と併せて行う場合 1,200万円以内
- ・エレベーター等設置整備のみ行う場合 200万円以内

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額を比べて低い方の額と、（4）に掲げる基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額を基準額とする。

（2）短期入所事業所改修整備（大規模修繕等）

30万円以上600万円以内

※上記額は、短期入所事業所のみを改修整備する場合の基準額。

（本体施設（入所・通所・療養介護・グループホーム等）の改修と一体的に短期入所事業所を改修整備する場合は、本体施設の一部と整理。）

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

（3）障害福祉サービス事業等改修整備（大規模修繕等）

30万円以上500万円以内

※（1）及び（2）の整備を除く。

※賃貸物件の改修整備を行うものも対象とする。

（4）スプリンクラー設備工事費

（事業費ベース）

（単位：円）

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建	消火ポンプユニット加算
基準単価（案） （1㎡当たり）	19,500	36,900	3,090,000 （平米数関係なし）